

給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）の記載例

納付書には、納付する税額のほか、その月の給与等の支払を受ける人の数や給与等の支払額などを記載することになっています。

この納付書は3枚1組の複写式になっていますが、納付するときは切り離さずに最寄りの金融機関や所轄の税務署の窓口へ提出してください。

なお、納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者の場合には、この記載例の「納期特例分」の納付書を使用し、これ以外の源泉徴収義務者の場合には、「一般分」の納付書を使用してください。

(注) 給与等の支給人員が常時10人未満である源泉徴収義務者については、給与等や退職所得等、税理士等の報酬・料金について源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税を年2回（7月と翌年1月）にまとめて納付する納期の特例の承認を受けることができます（詳しくは3ページを参照してください）。

<納付する税額がない場合>

納付する税額がない場合であっても、所得税徴収高計算書（納付書）は所轄の税務署にe-Taxを利用するか又は郵便若しくは信書便により送付又は提出してください。

〔設例〕納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者の場合

※ 今後、納付書の様式が変更となる場合がありますので、ご留意ください。

法人の役員の職務に対して支払った賞与について記載します。

平成31年(2019年)1月から6月までに支払った俸給・給料等の合計額とその税額

平成31年(2019年)6月28日に支払った使用人分の賞与とその税額

平成31年(2019年)1月から6月までに支払った税理士報酬の合計額とその税額

納付する税額の合計額

源泉所得税及び復興特別所得税の納付は、e-Taxを利用した電子納税やクレジットカード納付の利用ができます。

電子納税には、①「ダイレクト納付」を利用する方法と、②インターネットバンキングやATM等を利用して納付する方法があります。

詳しくは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】、e-Taxホームページ【www.e-tax.nta.go.jp】をご覧ください。

